



Osaka Gakuin University Repository

Title	『魏志』倭人伝の解釈と分析 Interpretation and Analyzation of the Gishiwajinden in the Sanguozhi
Author(s)	田中 章介 (Shosuke Tanaka)
Citation	大阪学院大学 人文自然論叢 (THE BULLETIN OF THE CULTURAL AND NATURAL SCIENCES IN OSAKA GAKUIN UNIVERSITY), 81-82 : 33-59
Issue Date	2021.03.31
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

『魏志』倭人伝の解釈と分析

田 中 章 介

Interpretation and Analyzation of the Gishiwajinden in the Sanguozhi

Shosuke Tanaka

【Abstract】

This paper is written with intent to interpret and analyze in detail the Gishiwajinden in its entirety.

According with the established theory, the total distance from Tai-fang prefecture to the country of Yamatai (邪馬台国), where Himiko, Queen of Wa, supposedly holds her court, is 12,000-odd. li.

However, this theory is not reasonable, I think.

The reason why is that the Gishiwajinden describes as follows: the distance, 12,000-odd li, is from the prefecture to the Queen's country, which is, I believe, another name of the country of Yamaka (邪馬嘉国), supposedly located in Northern Kyushu.

Undoubtedly in Yamato area, there existed the country of Yamatai, namely, Yamaichi (邪馬壹国) in the Gishiwajinden.

However, the country of Yamaichi is not the Queen's country, but the predecessor of Yamato dynasty.

By the way, as “the Queen of Wa” and as “the Wa ruler friendly to Wei”, Himiko reigned over the union of Wa (倭連合) for about sixty years.

はじめに

〔本稿は、古代の税制研究の一環としての魏志倭人伝研究である。よってあらかじめその位置づけにつき本稿末尾の追記を参照して頂きたい。〕

本稿のタイトル『魏志倭人伝』は、晋の陳寿^{ちんじゅう}の撰した中国の正史『三国志』の「卷三十・魏書三十・烏丸鮮卑東夷伝第三十・倭人条」の略である。

その『魏志倭人伝』は、280年代、おそらくは283-285年頃の成立と解されるが、その記述された時代背景は、古代中国での三国の一つ「魏」(220年に曹操の長子曹丕が後漢の献帝から禅譲を受けて建国した王朝)が、当時のわが国・「倭」連合のおよそ30国と国交があったとされる時代とその内実である。「倭」は弥生時代の終末期(2世紀末頃から3世紀前半頃)にあたり、北部九州中心の「倭」連合の盟主に共立された女王卑弥呼が「親魏倭王」とされた時代でもある。『魏志倭人伝』は僅か2,000文字余の小論ながら、ヤマト政権による列島(主として西日本)統一に至る直前の「倭」の実相が多岐にわたり描かれている。極めて難解でもある。そこでその主要文言は詳細に分析して、敷衍的に理解したい。邪馬台国位置議論解明の端緒にもなる新たな知見も得たい。本拙稿に私見を多く挿入した所以である。

その『魏志倭人伝』の内容は以下のとおりである。

- ①倭との国交
- ②対馬国・一大国に至る。
- ③末盧国・伊都国・奴国・不弥国に至る。
- ④水行三十日陸行一月-投馬国・邪馬壹国に至る。
- ⑤自郡至女王国：万二千余里-女王国連合、そして狗奴国
- ⑥倭の習俗①-黥面文身
- ⑦倭の習俗②-海南島に類似の風俗・物産など
- ⑧倭の習俗③-生活様式・葬儀・持衰
- ⑨倭の鉱物・植物・動物
- ⑩卜占社会の倭
- ⑪倭の統治組織-法による刑罰・税の制、および統治・身分秩序
- ⑫卑弥呼を倭の女王に共立する。
- ⑬女王国東方の倭種
- ⑭親魏倭王・卑弥呼の時代
- ⑮壹與の擁立

凡例

- (1). 原文は、陳寿撰『三国志（百衲本二十四史・宋紹熙刊本）』（台北、商務印書館、1967年）（以下、『三国志（百衲本）』と略す。）（4629-4632頁）を底本としたが、不明確な文字は〔晋〕陳寿撰・〔宋〕裴松之注『三国志（全五冊）』（北京、中華書局出版、1959年）（以下、『三国志（標点本）』と略す。）、第三冊854-858頁（以下、『魏志倭人伝（標点本）』と略す。）に依拠した。
- (2). 訳文（書き下し文）は、原則として多数説に従うことを旨とし、①石原道博編訳『新訂 魏志倭人伝他三篇－中国正史日本伝（1）－』¹⁾、②三品彰英編著『邪馬台国研究総覧』²⁾、③水野祐『評釈魏志倭人伝』³⁾ および④全訳注・藤堂明保ほか『倭国伝－中国正史に描かれた日本』⁴⁾ の4書に主として依拠したが、さらに必要に応じその他の主要文献を参考にした。
- (3). 訳注（以下、文中では「訳」と略す。）は、上記4書を参酌し、さらに有力学説を踏まえての筆者なりの理解を記すものであるが、筆者の個人的見解の主要なものには「私見」として明記した。

Ⅰ 『魏志倭人伝』－原文

〔原文の(1)～(15)は筆者挿入〕

- (1)倭人在帶方東南大海之中依山島爲國邑舊百餘國漢時有朝見者今使譯所通三十國
- (2)從郡至倭循海岸水行歷韓國乍南乍東到其北岸狗邪韓國七千餘里始度一海千餘里至對馬國其大官曰卑狗副曰卑奴母離所居絕島方可四百餘里土地山險多深林道路如禽鹿徑有千餘戶無良田食海物自活乘船南北市糶又南渡一海千餘里名曰瀚海至一大國官亦曰卑狗副曰卑奴母離方可三百里多竹木叢林有三千許家差有田地耕田猶不足食亦南北市糶
- (3)又渡一海千餘里至末盧國有四千餘戶濱山海居草木茂盛行不見前人好捕魚鰕水無深淺皆沈沒取之東南陸行五百里到伊都國官曰爾支副曰泄謨觚柄渠觚有千餘戶世有王皆統屬女王國郡使往來常所駐東南至奴國百里官曰兜馬觚副曰卑奴母離有二萬餘戶東行至不彌國百里官曰多模副曰卑奴母離有千餘家
- (4)南至投馬國水行二十日官曰彌彌副曰彌彌那利可五萬餘戶南至邪馬壹國女王之所都水行十日陸行一月官有伊支馬次曰彌馬升次曰彌馬獲支次曰奴佳鞮可七萬餘戶
- (5)自女王國以北其戶數道理可得略載其餘旁國遠絕不可得詳次有斯馬國次有已百支國次有伊

1) 石原道博編訳『新訂 魏志倭人伝他三篇－中国正史日本伝（1）－』（東京、岩波書店、1985年）、39-54頁。
2) 三品彰英編著『邪馬台国研究総覧』（大阪、創元社、1970年）、31-159頁。
3) 水野祐『評釈魏志倭人伝』（東京、雄山閣出版、1987年）、109-654頁。
4) 全訳注・藤堂明保ほか『倭国伝－中国正史に描かれた日本』（東京、講談社、2010年）、35-113頁。

- 邪國次有都支國次有彌奴國次有好古都國次有不呼國次有姐奴國次有對蘇國次有蘇奴國次有呼邑國次有華奴蘇奴國次有鬼國次有爲吾國次有鬼奴國次有邪馬國次有躬臣國次有巴利國次有支惟國次有烏奴國次有奴國此女王境界所盡其南有狗奴國男子爲王其官有狗古智卑狗不屬女王自郡至女王國萬二千餘里
- (6)男子無大小皆黥面文身自古以來其使詣中國皆自稱大夫夏后少康之子封於會稽斷髮文身以避蛟龍之害今倭水人好沈沒捕魚蛤文身亦以厭大魚水禽後稍以爲飾諸國文身各異或左或右或大或小尊卑有差計其道里當在會稽東冶之東
- (7)其風俗不淫男子皆露紒以木縣招頭其衣橫幅但結束相連略無縫婦人被髮屈紒作衣如單被穿其中央貫頭衣之種禾稻紵麻蠶桑緝績出細紵縑縣其地無牛馬虎豹羊鵲兵用矛楯木弓木弓短下長上竹箭或鐵鏃或骨鏃所有無與僂耳朱崖同
- (8)倭地溫暖冬夏食生菜皆徒跣有屋室父母兄弟臥息異處以朱丹塗其身體如中國用粉也食飲用籩豆手食其死有棺無槨封土作冢始死停喪十餘日當時不食肉喪主哭泣他人就歌舞飲酒已葬舉家詣水中澡浴以如練沐其行來渡海詣中國恆使一人不梳頭不去蟻蝨衣服垢污不食肉不近婦人如喪人名之爲持衰若行者吉善共顧其生口財物若有疾病遭暴害便欲殺之謂其持衰不謹
- (9)出真珠青玉其山有丹其木有柎杼豫樟榘檉投檣烏號楓香其竹篠箛桃支有薑橘椒囊荷不知以爲滋味有獼猴黑雉
- (10)其俗舉事行來有所云爲輒灼骨而卜以占吉凶先告所卜其辭如令龜法視火坼占兆其會同坐起父子男女無別人性嗜酒〔魏略曰其俗不知正歲四節但計春耕秋收爲年紀〕見大人所敬但搏手以當跪拜其人壽考或百年或八九十年其俗國大人皆四五婦下戶或二三婦婦人不淫不妒忌不盜竊少諍訟
- (11)其犯法輕者沒其妻子重者滅其門戶及宗族尊卑各有差序足相臣服收租賦有邸閣國國有市交易有無使大倭監之自女王國以北特置一大率檢察諸國諸國畏憚之常治伊都國於國中有如刺史王遣使詣京都帶方郡諸韓國及郡使倭國皆臨津搜露傳送文書賜遺之物詣女王不得差錯下戶與大人相逢道路逡巡入草傳辭說事或蹲或跪兩手據地爲之恭敬對應聲曰噫比如然諾
- (12)其國本亦以男子爲王住七八十年倭國亂相攻伐歷年乃共立一女子爲王名曰卑彌呼事鬼道能惑衆年已長大無夫婿有男弟佐治國自爲王以來少有見者以婢千人自侍唯有男子一人給飲食傳辭出入居處宮室樓觀城柵嚴設常有人持兵守衛
- (13)女王國東渡海千餘里復有國皆倭種又有侏儒國在其南人長三四尺去女王四千餘里又有裸國黑齒國復在其東南船行一年可至參問倭地絕在海中洲島之上或絕或連周旋可五千餘里
- (14)景初二年六月倭女王遣大夫難升米等詣郡求詣天子朝獻太守劉夏遣吏將送詣京都其年十二月詔書報倭女王曰制詔親魏倭王卑彌呼帶方太守劉夏遣使送汝大夫難升米次使都市牛利奉汝所獻男生口四人女生口六人班布二匹二丈以到汝所在踰遠乃遣使貢獻是汝之忠孝我甚哀汝今以汝爲親魏倭王假金印紫綬裝封付帶方太守假授汝其綬撫種人勉爲孝順汝來使難升米牛利涉遠道路勤勞今以難升米爲率善中郎將牛利爲率善校尉假銀印青綬引見勞賜遣還今以絳地交龍錦五匹〔臣松之以爲地應爲緋漢文帝著皂衣謂之弋緋是也此字不體非魏朝之失則

傳寫者誤也) 絳地縹粟罽十張蒨絳五十匹紺青五十匹答汝所獻貢直又特賜汝紺地句文錦三匹細班華罽五張白絹五十匹金八兩五尺刀二口銅鏡百枚眞珠鉛丹各五十斤皆裝封付難升米牛利還到錄受悉可以示汝國中人使知國家哀汝故鄭重賜汝好物也正始元年太守弓遵遣建中校尉梯儁等奉詔書印綬詣倭國拜假倭王并齋詔賜金帛錦罽刀鏡采物倭王因使上表答謝詔恩其四年倭王復遣使大夫伊聲耆掖邪狗等八人上獻生口倭錦絳青縹緜衣帛布丹木狝短弓矢掖邪狗等壹拜率善中郎將印綬其六年詔賜倭難升米黃幢付郡假授其八年太守王頎到官倭女王卑彌呼與狗奴國男王卑彌弓呼素不和遣倭載斯烏越等詣郡說相攻擊狀遣塞曹掾史張政等因齋詔書黃幢拜假難升米爲檄告諭之卑彌呼以死大作冢徑百餘步徇葬者奴婢百餘人更立男王國中不服更相誅殺當時殺千餘人

- (15)復立卑彌呼女壹與年十三爲王國中遂定政等以檄告諭壹與壹與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人送政等還因詣臺獻上男女生口三十人貢白珠五千孔青大句珠二枚異文雜錦二十匹

II 訳文および訳注

訳文の(1)–(15)は上記原文に対応する番号である。理解を容易にするため、それぞれにサブタイトル(小括弧内)を付した。

訳文(1) (倭との国交)

倭人(訳1)は、^{たいほう}帯方(訳2)の東南、大海の中に^あ在り、山島に^よ依りて^{こくゆう}国邑(訳3)をなす。^{もと}旧百余国。漢の時、朝見(訳4)する者あり。今、使訳の通ずる所(訳5)は三十国。

{訳文(1)の訳注}

(訳1) 倭に関する確実な記述は、班固撰・顔師古注『漢書』卷二十八下、地理志第八下(「樂浪海中有倭人、分爲百餘国、以歲時來獻見云」、1658頁)の記事が最初とされる。

倭は唐代以前の日本に対する呼び名。「倭人」とは「韓人」と対比した区分⁵⁾。

①倭から日本へ

大宝律令(701年〈大宝元年〉)、文武天皇の時代。^{おさかべ}刑部親王・藤原不比等ら編⁶⁾の基礎となったとされる飛鳥浄御原令によって、「日本」を新たな国号

5) 山尾幸久『新版・魏志倭人伝』(東京、講談社、1986年)、23頁。

6) 井上光貞ほか校注『律令 日本思想大系3』(東京、岩波書店、1976年)、743頁。「大宝律令」は、律・令ともに備ったわが国初の法典であるが、全く散逸。しかし「大宝律令」とその内容に大差のない「養老律令」については、ほぼその全容を知ることができる。なお、続

として定めた。945年成立の『旧唐書』倭国日本伝では、「日本国は倭国の別種なり。その国日辺に在るを以て、故に日本を以て名となす。あるいは曰う、倭国自らその名の雅ならざるを悪み、改めて日本となす。」⁷⁾とある。ここでは、「日本国」、「倭国」の両者が記されているが、この書より前の636年成立の『隋書』倭国伝⁸⁾での呼称はすべて「倭国」とされている。1060年成立の『新唐書』日本伝⁹⁾には、「後稍く夏の音を習い、倭の名を悪みて更めて日本と号す。使者自ら言う、『国、日の出ずる所に近ければ、以て名と為す』と。」とされている。ここでの呼称は「日本」である。

②大王から天皇へ

「大王」とされていた君主号が、天武天皇10年（681年）に編纂が始った飛鳥浄御原令（689年、持統天皇3年に施行）において「天皇」号として制度化された、と考えられる¹⁰⁾。天武6年（677年）を示す木簡と共に「天皇」号記載の木簡が出土¹¹⁾。

(訳2) 帯方郡。後漢の末頃（204年頃）に公孫康（遼東の大守）が設けた中国の郡名で、楽浪郡の南部地域を割いて分置（公孫度〈親〉→康〈子〉→淵〈孫〉）。

以来、高句麗に滅ぼされる313年までの約110年間、朝鮮半島に中国の支配地である楽浪（平壤付近）・帯方（黄海南道・黄海北道あたり）の2郡が存在することとなった。232年、呉の皇帝孫権が公孫淵を呉の「燕王」に封じた。よって、220-230年代は、事実上、曹氏（魏）・孫氏（呉）・劉氏（蜀）・公孫氏（燕）の四国時代¹²⁾。

(訳3) 国々の都の役割をもった小都市¹³⁾。

小南一郎も韓伝の「国邑」（『魏志倭人伝（標点本）』851頁）を「国々の邑」と訳している¹⁴⁾。

(訳4) 参内して天子に拝謁。

(訳5) 使者と通訳。要するに、国交のある所。

日本紀の大宝元年8月癸卯（3日）に大宝律令が「於_レ是始成。大略以_二浄御原朝廷_一為_二准正_一。」とある。

- 7) 石原道博編訳『新訂 旧唐書倭国日本伝他二篇』（東京、岩波書店、1986年）、37頁、130頁。
- 8) 魏徵撰『隋書（百衲本二十四史・元大徳刊本）』（台北、台湾商務印書館、第3版、1973年）、11983-11984頁。
- 9) 藤堂ほか、註4前掲書、265-266頁。石原、註7前掲書、163-165頁。
- 10) 熊谷公男『日本の歴史03 大王から天皇へ』（東京、講談社、2008年）、342頁。
- 11) 佐藤信ほか『詳説日本史研究 改訂版』（東京、山川出版社、2008年）、59頁。
- 12) 山尾、註5前掲書、57-59頁。
- 13) 森浩一『倭人伝を読みなおす』（東京、筑摩書房、2010年）、33頁。
- 14) 今鷹真・小南一郎『正史 三国志4（全8冊）』（東京、筑摩書房、1993年）、465頁。

訳文(2) (対馬国・一大国に至る。)

郡より倭に至るには、海岸に循^{したが}いて水行し、韓国(訳1)を歴^へて、乍^{あるい}は南し乍^{あるい}は東す。その北岸^{く や かんこく}狗邪韓国(訳2)に到る、七千余里。始めて一海を渡る、千余里にして対馬国^{つしま}に至る。其の大官(訳3)を卑狗^{ひく}といい、副を卑奴母離^{ひなもり}(訳4)という。居る所は絶島(訳5)にして、方四百余里ばかり(訳6)。土地は山陰にして、深林多し。道路は禽鹿^{きんろく こみち}の径(訳7)の如し。千余戸あり。良田なく、海物を食して自活す。船に乗りて南北に市糴^{してき}す(訳8)。

また南一海を渡ること千余里、名づけて瀚海^{かんかい}(訳9)という。一大国(訳10)に至る。官をまた卑狗^{ひく}といい、副を卑奴母離^{ひなもり}という。方三百里ばかり。竹木・叢林多し。三千許の家あり。差田地^{さやち}あるも、田を耕せどもなお食するに足らず。また南北に市糴^{してき}す。

~~~~~  
訳文(2)の訳注

- (訳1) 朝鮮半島南部の三韓 (馬韓<のちの百済>・辰韓<のちの新羅>・弁韓)。しかし、ここは、主として馬韓を指す。なお、「郡」=帯方郡。帯方郡が設置されてからは、倭は帯方郡の管轄となる。
- (訳2) 狗邪韓国 (=弁辰狗邪国) は、のちに加耶・加羅と称される韓国南部の国。「その北岸」とは倭の(対岸に位置する)北岸と解する。
- (訳3) 対馬の首長の呼称。
- (訳4) 各小国の首長を補佐する人物の呼称。一支、奴、不弥などの国にもみえる。
- (訳5) 遠く隔たったはなれ島。
- (訳6) 四方が四百余里。
- (訳7) 鳥類 (=禽) や鹿の径。
- (訳8) 穀物 (又は米) を買う。糴 = 米を物色して買い入れること。
- (訳9) 対馬海峡。

## (補足説明)

漢末・三国および西晋の時代の尺度<sup>15)</sup> : 1尺=24.2cm、6尺=1歩、300歩=1里とすると、1里=435.6m、12,000里=5,227.2km<sup>16)</sup>。これは、帯方郡から直線的に南下するとすれば倭に赤道を超える距離である。これでは説明がつかない。そこで、12,000余里と実際距離との比率を求めて比例的数値を示すのが合

---

15) 漢語大詞典編輯委員会編纂『漢語大詞典』(上海、漢語大詞典出版社、1994年)、附録「中国歴代度制演變測算簡表」、3-7頁。(参考) 藪田嘉一郎編訳注『中国古尺集説』(京都、綜芸舎、1969年)。

16) 田中章介「『魏志』倭人伝に係る、もう一つの解釈-邪馬台国位置論に関連して-」(『大阪学院大学人文自然論叢』第77-78号、吹田、2019年)、11頁。

理性のある短里説である。その短里説では、1里=70~100m<sup>17)</sup>と計算される。  
 (訳10) 一支国の誤り。当時の船着き場もある壱岐島。原の辻遺跡がある(現地を探訪した。〈筆者〉)。

訳文(3) (末盧国・伊都国・奴国・不弥国に至る。)

また一海を渡る。千余里にして末盧国(訳1)に至る。四千余戸あり。山海に浜うて居る(訳2)。

草木茂盛し、行くに前人を見ず。好んで魚鮪(訳3)を捕え、水深浅となく、皆沈没してこれを取る。東南陸行五百里にして、伊都国(訳4)に到る。

官を爾支といい、副を泄謨觚・柄渠觚という。千余戸(訳5)あり。

世々王あるも、皆女王国に統属す。郡使の往来、常に駐まる所なり(訳6)。東南して奴国(訳7)に至る、百里。官を兕馬觚といい、副を卑奴母離という。二万余戸あり。東行して不弥国(訳8)に至る、百里。官を多模といい、副を卑奴母離という。千余家あり。

{訳文(3)の訳注}

(訳1) 松浦。佐賀県唐津市あたり。菜畑遺跡があり、わが国最古の縄文晩期中頃のその区画が1辺4m×5~7m程度の小型の水田跡(約2,600年前)が復元されている(現地を探訪した。印象深い。〈筆者〉)。

(訳2) 海辺に居住する。

(訳3) 魚やあわび。

(訳4) 今の糸島市あたり。福岡県前原市に三雲南小路遺跡があり、この地を伊都国の王墓とする高校教科書に宮原武夫・石山久男ほか『高校日本史B新訂版』(実教出版、2007年検定済)18頁がある<sup>18)</sup>。

(訳5) 張楚金撰・雍公叡注『翰苑』所引『魏略』に「戸万餘」<sup>19)</sup>とあり、郡使の常駐する国として「万余」は首肯できる。

(訳6) 帯方郡からの使者が往来する場合、いつも常駐する場所である。

(訳7) かつて的那珂郡で現在の福岡県北九州市。この奴国までの位置は各説ほぼ一致している。

(訳8) 九州説と近畿説の分岐点。福岡県糟屋郡宇美(博多湾岸)とするのが多数説。

17) 安本美典『「邪馬壹国」はなかった - 古田武彦説の崩壊 -』(東京、新人物往来社、1980年)、140-141頁。安本美典は、地域的短里説を採り、1里≒89.3mを算出している。

18) 佐藤ほか、註11前掲書、26-27頁。本書でも三雲南小路遺跡が伊都国の王墓と推定されている、と記す。

19) 竹内理三校訂・解説『翰苑』(東京、吉川弘文館、1977年)、61頁。

(補足説明)

帯方郡から不弥国までの合計里数は、10,700余里。その内訳は次のとおり。

帯方郡－狗邪韓国(7,000余里)－対馬国(1,000余里)－一大国(1,000余里)－末盧国(1,000余里)－伊都国(500里)－奴国(100里)－不弥国(100里)。

---

訳文(4)(水行三十日陸行一月－投馬国・邪馬壹国に至る)

南、投馬国(訳1)に至る。水行二十日。官を弥弥<sup>みみ</sup>といい、副を弥弥那利<sup>みみなり</sup>という。五万余戸ばかり。南、邪馬壹国(訳2)に至る、女王の都する所なり。水行十日陸行一月。官に伊支馬<sup>いしま</sup>あり、次を弥馬升<sup>みましよう</sup>といい、次を弥馬獲支<sup>かくき</sup>といい、次を奴佳鞋<sup>ぬかたい</sup>という。七万余戸ばかり。

~~~~~  
[訳文(4)の訳注]

(訳1) ①方角について。地理学の海野一隆は、倭の国土につき「漢民族は(北九州を北端として、筆者)南北方向の長大な列島だと信じこんでいた」²⁰⁾と論じる。

②学説

九州説＝邪馬壹国を薩摩、日向、筑後などとする説がある。

近畿説＝邪馬壹国を大和と考え、備後鞆津を経由する瀬戸内海経由説および出雲・但馬・越前敦賀(福井県)を経由する日本海経由説がある。

筆者は近畿説は採らないが、大和への経路に関してはこの日本海経由説を採る。

③私見：投馬国＝出雲、と考える。ここで、「(4)(水行三十日陸行一月)」は、帯方郡からの全行程12,000余里の一部分区間としての行程ではなく、里数行程とは異なる不弥国から邪馬壹国への別異行程、と解するのが合理的である²¹⁾(詳細は後述(訳文5)の(訳5)参照)。

加えて、原文(4)は、初期ヤマト政権あるいはその前身に関するおぼろげな情報に基づき、挿入された記述と解されるのである²²⁾。けだし、邪馬臺国^{やまとこく}に係る明確な記述は432年成立の『後漢書』以後だからであり、一方、『三国志』

20) 海野一隆「漢民族の日本国土観－弘中芳男氏の疑問に沿って－」(『季刊 邪馬台国』第17号(昭和58年秋号)、福岡、1983年)、143-153頁〔153頁〕。また、室賀信夫も次のように述べている。わが国の行基図も補入されたとされる「混一疆理歴代国都之図」(1402年 龍谷大学図書館蔵)では、「日本の全土が南に転倒した形におかれている。またその位置も著しく南に偏して、(中略)『魏志』の記載を忠実に地図化するとすれば、日本は必然的にこのような表現を受けるであろうことを、はっきりと示しているのである。」(室賀信夫『古地図抄－日本の地図の歩み－』〔東京、東海大学出版会、1983年〕、105頁)。

21) 田中、註16前掲論文、12-14頁。

22) 田中、註16前掲論文、22頁。

の成立は、280年代、おそらく283-285年頃と解されるからである²³⁾。

- ④私見：畿内の「ヤマト」(大和)は記紀では野麻登(古事記)²⁴⁾・耶麻騰(日本書紀)²⁵⁾などと表記され、そのいずれもが臺と共用される古代国語の「ト」の乙類とされる²⁶⁾。しかし、邪馬臺国とする用字は近畿説の最初の提案者とされる後漢書以後である。すなわち、『後漢書』²⁷⁾(432年に成る。)倭伝および『北史』²⁸⁾(659年に成る。)・『隋書』²⁹⁾(636年に成る。)倭国伝は「邪馬臺国」、そして『梁書』³⁰⁾(636年になる。)倭伝は「邪馬臺国」である。また、983年成立の『太平御覧』³¹⁾は「邪馬臺国」とある。因みに、ヤマト政権の急速な強大化・広域化(北部九州を含む。)が始まったのは、邪馬臺国・狗奴国間の抗争終結および卑弥呼の死を契機に、その後間もなくの240年代末頃から250年代の初め頃とみられる。やがて、ほぼ4世紀前半にはヤマト政権による(主として西日本の)列島の統一が果たされることになる³²⁾。しかしそれは明らかに、陳寿(233-297年)よりも後の時代なのである。

(訳2)「邪馬臺国」の記述は原文(4)にみられるだけである。古田武彦は、臺の文字は、「天子の宮殿及び天子直属の中央政庁」という特殊な意味であり、よって、「邪馬臺国」という表記は『三国志』に関するかぎり絶対に存在しえない³³⁾とする。確かに邪馬臺国とする記述は「魏志倭人伝」には一度も記され

-
- 23) 田中、註16前掲論文、3-7頁。
 24) 倉野憲司校注『古事記』(東京、岩波書店、1963年)、例えば267頁(景行天皇)。
 25) 坂本太郎ほか校注『日本書紀(一)』[全5冊]』(東京、岩波書店、1994年)、24頁・426頁(神代上)。
 26) 浜田敦「魏志倭人伝などに所見の国語語彙に関する二三の問題」(『人文研究』第3巻第8号、東京、1952年)。
 27) 范曄撰『後漢書(百衲本二十四史・宋紹興刊本)』(台北、台湾商務印書館、第3版、1973年)、3860-3861頁。
 28) 李延寿撰『北史(百衲本二十四史・元大徳刊本)』(台北、台湾商務印書館、第3版、1973年)、14154-14155頁。
 29) 魏徵、註8前掲書、11983頁。
 30) 姚思廉撰『梁書(百衲本二十四史・宋蜀大字本)』(台北、台湾商務印書館、第3版、1973年)、8277頁。
 31) 末松保和「太平御覧に引かれた倭国に関する魏志の文に就て」(『青丘学叢』第1号、京城、1930年)、105-121頁[106・107頁]。
 32) 津田左右吉『古事記及び日本書紀の研究(新書版) - 建国の事情と万世一系の思想』(東京、毎日ワンス、2018年)、17頁は、「ヤマト(ヤマト政権 筆者)の勢力は(中略)キュウシュウ(九州 筆者)の地に進出し、その北半の諸小国とそれらの上に権威をもっていたヤマトの国(邪馬臺国 筆者)とを服属させたい。四世紀の前半のことである。」、その後、「四世紀の後半におけるヤマト朝廷(ヤマト政権 筆者)の勢力の半島への進出」があった、と論じている(傍点 筆者)。
 33) 古田武彦『「邪馬臺国」はなかった - 解読された倭人伝の謎 -』(東京、朝日新聞社、1971年)、74頁。

てはない。しかしそれにも拘わらず、邪馬壹は、ヤマトを意識した記述であることに間違いはない、と考える（上記（訳1）③参照）³⁴⁾。

訳文(5)（自郡至女王国：万二千余里－女王国連合、そして狗奴国）

女王国(訳1)より以北は、その戸数・道里は得て略載すべきも、その余の旁国は遠絶にして得て詳かにすべからず(訳2)。

次に斯馬国あり、次に已百支国あり、次に伊邪国あり、次に都支国あり、次に弥奴国あり、次に好古都国あり、次に不呼国あり、次に姐奴国あり、次に對蘇国あり、次に蘇奴国あり、次に呼邑国あり、次に華奴蘇奴国あり、次に鬼国あり、次に為吾国あり、次に鬼奴国あり、次に邪馬国あり、次に躬臣国あり、次に巴利国あり、次に支惟国あり、次に烏奴国あり、次に奴国(訳3)あり。これ女王の境界の尽くる所なり。その南に狗奴国(訳4)あり。男子を王となす。その官に狗古智卑狗あり。女王に属せず。郡より女王国に至る、万二千余里(訳5)。

{訳文(5)の訳注}

(訳1) 私見：女王国という同一熟語が、原文(3)、(11)および(13)に各々1回、(5)に2回の計5回、画的に用いられているが、それらは同義ではない³⁵⁾。そうであれば厳密な用法ではない。しかもそれ（＝女王国）は邪馬壹国あるいはその類推国名である邪馬臺国の代名詞（実はそのように解すべき記述はなく、またその論拠にも乏しい。）ではなく、場合により、伊都国近傍の「邪馬嘉国」（『翰苑』所引『廣志』は、その代名詞を「女国」とする。）あるいは「女王国連合」または「倭国」を意味する³⁶⁾。

(訳2) 石原道博「それ以外の辺傍の国は遠くへだたり、詳しく知ることができない。」³⁷⁾。旁＝「辺境、かたわら、わき」

(訳3) ここでの奴国は、前出原文(3)にも、「東南至奴国」とあって、その重出か。

①上記の「その余の旁国」＝斯馬国以下奴国までの21国。

②前出原文(2)(3)(4)の對馬国以下の8国（對馬国、一大国、末盧国、伊都国、奴国、不弥国、投馬国、邪馬壹国）

③狗奴国（對峙国） ∴①+②+③＝30国

森浩一は、ここでの奴国は原文(3)の大国奴国の分国とする。また、ここでの旁国の5番目の弥奴国の国邑が吉野ヶ里遺跡（現地を数回探訪した。＜筆者

34) 田中、註16前掲論文、22頁。

35) 田中、註16前掲論文、20頁。

36) 水野、註3前掲書、166頁。水野祐は、女王国を「女王が支配する国の総称」とする。

37) 石原、註1前掲書、78頁。

>) であるとする³⁸⁾。興味深いが、筆者はむしろ『廣志』の記す邪馬嘉国連合の国邑ではないかとひそかに推理している。

(訳4) 井上光貞「狗奴の奴は奴国・卑奴母離の用例からナと読むべきでヌ(ぬ)ではない。」³⁹⁾。白鳥庫吉は、球磨(kuma)阿蘇(Aso)が縮まってKumasoとなり、狗奴国はこのKuma国を意味する、とする⁴⁰⁾。同旨：石原道博⁴¹⁾。興味深い。

(訳5) 私見：万二千余里は「(帯方)郡より女王国に至る」距離であって邪馬台国までとする記述ではない。そうであれば、前記の「水行三十日陸行一月」(訳文(4)参照)は、ここでの「万二千余里」の一部分区間ではあり得ないのである。なお、『魏略』や『太平御覧』では、「自郡至女国万二千余里」とされ、『翰苑』所引『廣志』では女国を邪馬嘉国の代名詞として記述している⁴²⁾。極めて重要なのである。

(補足説明)

帯方郡－不弥国間の合計里数は、10,700余里であるから残里数は1,300里余り(=12,000余里－10,700余里)である。この1,300里を合理性があると解される短里説(訳文(2)訳(9)参照)によりキロ換算した不弥国－邪馬壹国間の1日当たり行程は次のとおりとなる(水行30日プラス陸行1月=60日)。「1日当たり行程=1,300里×(70~100m/里)÷60日≒1.5~2.2km/日」。ところがこのキロ数は、徒歩で15~30分程度の距離であり、到底1日を要する行程とは言えない。1,300里と水行30日陸行1月は合理的に対応しないのである。要するに、水行30日陸行1月は、12,000余里の一部分区間(1,300里対応)とは言えず、両行程は明らかに別異の行程なのである。

訳文(6) (倭の習俗①－黥面文身)

男子は大小となく、皆黥面・文身(訳1)す。古より以来、その使の中国に詣るや皆自ら大夫(訳2)と称す。夏后少康(訳3)の子、会稽(訳4)に封ぜられ、断髪文身し以て蛟竜(訳5)の害を避く。今、倭の水人、好んで沈没して魚蛤(訳6)を捕らう。文身しました以て大魚・水禽を厭う(訳7)。後稍く以て飾りとなす。諸国の文身各々異なり、あるいは左にあるいは右に、あるいは大にあるいは小に、尊卑に差あり。その道里を計るに、当に会稽や東冶(訳8)の東にあるべし。

38) 森、註13前掲書、138-139頁。

39) 井上光貞『日本国家の起源 岩波新書』(東京、岩波書店、1960年)、68頁。

40) 白鳥庫吉「卑彌呼問題の解決」(『白鳥庫吉全集 第一巻 日本上代史研究上』、東京、岩波書店、1969年)、79-177頁〔127頁〕。

41) 石原、註1前掲書、44頁。狗奴国を熊襲であろう、としている。

42) 田中、註16前掲論文、9頁。

{訳文(6)の訳注}

- (訳1) 面かおに黥いれずみし、身からだに文いれずみしている。
- (訳2) 一般に大臣をいう。
- (訳3) 夏王朝の主君であった少康。
夏(か) = 殷(いん) (「商」と自称。) の前にあったとされる中国最古の王朝。夏の始祖うの禹が国号を夏としたとされる (しかし、禹はいまだ伝説上の人物である。)(参考) 下記「中国の歴代王朝一覧表」
- (訳4) 会稽 = 現在の浙江省紹興県。
- (訳5) みずち (想像上の動物で、水中にすみ蛇へびに似て、角4脚を持ち、毒気を吐く) やたつ (龍)。
- (訳6) 魚やはまぐり⁴³⁾。佐原真は、福永光司に従い、魚や貝と理解している⁴⁴⁾。
- (訳7) 大魚や水鳥の危害をとり払う。
- (訳8) 東冶 = 現在の福建省福州市 (北緯26度)、会稽は現在の浙江省紹興県 (北緯30度)。すなわち、倭は、北緯26-30度あたりの東方に位置すると考えたようである。

記

「中国の歴代王朝一覧表」 (括弧内数字は西暦年)

◦ 夏 (前21世紀～前16世紀頃)	東晋 (317～420)
◦ 殷(商) (前16世紀頃～前1100頃)	五胡十六国 (304～439)
◦ 西周 (前1100頃～前771)	南北朝時代 (439～589)
◦ 東周 (春秋時代) (前770～前403)	◦ 隋 (581～618)
(戦国時代) (前403～前221)	◦ 唐 (618～907)
◦ 秦 (前221～前206)	五代十国 (907～960 (979))
◦ 前漢 (前202～8)	◦ 宋(北宋) (960～1127)
◦ 新 (8～23)	南宋 (1127～1276)
◦ 後漢 (25～220)	遼 (916～1125)
◦ 三国時代 (220～280)	金 (1115～1234)
(魏・蜀・呉) (魏 = 220～265)	◦ 元 (1271～1368)
(蜀 = 221～263)	◦ 明 (1368～1644)
(呉 = 222～280)	◦ 清 (1616～1912)
◦ 晋(西晋) (265～316)	

(『広辞苑』ほか参照)

43) 石原、註1 前掲書、80頁。

44) 佐原真『魏志倭人伝の考古学』(東京、岩波書店、2003年)、31頁。

訳文(7) (倭の習俗②) - 海南島に類似の風俗・物産など

その風俗淫ならず。男子は皆露紵し、木縣を以て頭に招く(訳1)。その衣(訳2)は横幅にして、但だ結束して相連ね、ほほ縫うことなし。婦人は被髮屈紵(訳3)し、衣を作ること単被(訳4)の如くし、その中央を穿ちて、頭を貫きてこれを衣る(訳5)。禾稻(訳6)・紵麻(訳7)を種え、蚕桑緝績(訳8)し、細紵(訳9)・縑緜(訳10)を出だす。その地には牛・馬・虎・豹・羊・鵲(訳11)なし。兵(訳12)には矛・楯・木弓を用う。木弓は下を短く上を長くす。竹箭にはあるいは鉄鏃、あるいは骨鏃なり(訳13)。有無する所は、儋耳・朱崖(訳14)と同じ。

{訳文(7)の訳注}

- (訳1) 今鷹・小南「男子は冠はつけず、木綿で頭をしばって鬻を作る」⁴⁵⁾。
 (訳2) きもの・衣服。
 (訳3) ざんばら髪を垂らして束ねる。
 (訳4) ひとえ。
 (訳5) 布の中に穴をあけて頭を入れる貫頭衣。
 (訳6) 禾稻=稲。紵麻=からむし。森浩一は、「禾・稻・紵・麻を種え」、すなわち「アワ・イネ・カラムシ・アサ(大麻)を種え」と読む⁴⁶⁾。
 (訳7) ちょま(カラムシの別称)。
 (訳8) 桑葉で蚕を養い、絹糸を紡ぐ。
 (訳9) いちび(アオイ科の一年草)、細い麻糸。
 (訳10) 絹織物・綿織物。縑=かとりぎぬ・きぬ。緜=真綿。
 (訳11) かささぎ(からすよりやや小さい)。
 (訳12) 兵器。
 (訳13) 竹の矢(=矢柄)には、鉄のやじり、あるいは骨のやじりを用いる。
 (訳14) 「有無する所」は、有るものや無いもの、すなわち風俗・習慣・産物等を用う。儋耳・朱崖はいずれも漢代に海南島におかれた郡名。

訳文(8) (倭の習俗③) - 生活様式・葬儀・持衰

倭の地は温暖にして、冬夏生菜を食す。皆徒跣(訳1)。屋室あり。父母・兄弟、臥息するに処(訳2)を異にす。朱丹(訳3)を以てその身体に塗る。中国の粉(訳4)を用うるが如きなり。食飲には籩豆(訳5)を用い手食す。その死には棺あるも槨(訳6)なし。土を封じて冢を作る(訳7)。始め死するや停喪(訳8)すること十余日。時

45) 今鷹・小南、註14前掲書、472頁。

46) 森、註13前掲書、208頁。

に当たりては肉を食わず、喪主哭泣(訳9)すれど、他人は就きて(訳10)歌舞飲酒す。已に葬れば(訳11)、家を挙げて(訳12)水中に詣りて澡浴(訳13)し、以て練沐(訳14)の如くす。その行来に、渡海して中国に詣るには、恒に一人をして頭を梳らず(訳15)、蟣蝨を去らず(訳16)、衣服は垢汚(訳17)、肉を食わず、婦人を近づけず、喪人(訳18)の如くせしむ。これを名づけて持衰(訳19)と為す。もし行く者吉善なれば(訳20)、共に其に生口・財物を顧み(訳21)、もし疾病あり、暴害に遭えば、便ちこれを殺さんと欲す。その持衰謹まざるといえばなり。

〔訳文(8)の訳注〕

- (訳1) はだし。
- (訳2) 寝たり休んだりする場所(寝間や居間)。
- (訳3) 朱と丹。朱色と赤色。要するに、赤い顔料。
- (訳4) 白粉。
- (訳5) 高坏(たかつき)形の食器。
- (訳6) 棺(=内棺)を入れるそと箱。
- (訳7) 土を積み上げて塚をつくる。
- (訳8) もがり(=あらき、殯)。貴人の本葬をする前に、棺に死体を納めて仮に祭ること。
- (訳9) 泣きさけぶこと。
- (訳10) ほかの者はそのそばで。
- (訳11) 埋葬がおわると。
- (訳12) 一家をあげて。
- (訳13) 身体を洗って清めること。
- (訳14) ねりぎぬ(練ってやわらかにした絹布。一周忌の喪服。)を着て喪あけの水浴をすること。
- (訳15) 一人の男子を選ぶが、彼は頭髪を調えることもしない。
- (訳16) しらみがわいてもとらない。
- (訳17) 衣服があかで汚れていること。垢衣(こうい)=あかのついた着物。垢(く)は、あか、よごれ。
- (訳18) 喪に服している人。
- (訳19) 物忌み。衰は喪服のこと。
- (訳20) 使節の旅が無事であれば。
- (訳21) 生口・財物を分けあたえる。私見：生口=倭の留学生・捕魚者・捕虜・奴婢・奴隸・家畜・動物などの説があるが、財物と並記している文脈からして、奴隸と解する。なお、小南一郎は、ここでの「生口」を「家畜」と解釈し、他の4

か所の「生口」(原文(14)に3か所、原文(15)に1か所)は「奴隷」と解釈しているが、筆者はこの見解を採ることができない。けだし、格別な事由・論拠がない限り、「倭人伝」程度の僅か2,043文字⁴⁷⁾の論題の下での論述の中にあるのは、同一文言は同一意義に解釈するのが鉄則であり、そうでないと解釈が恣意的、場当りになる。詳細は後述の訳文(14)の訳注(訳17)参照。

訳文(9) (倭の鉱物・植物・動物)

(倭は、) 真珠・青玉を出だす。その山には丹(あかつち)あり。その木には柁(くす)・杼(とち)・豫樟(くすのき)・栲(ほけ)・樾(くぬぎ)・投(椀の誤りならば、すぎ)・檀(かし)・烏号(やまぐわ)・楓香(かえで)あり。その竹には篠(しのだけ)・箨(やたけ)・桃支(かづらだけ)・薑(しょうが)・橘(たちばな)・椒(さんしょう)・囊荷(みょうが)あれども、以て滋味となすを知らず。獼猴(おおざる)・黒雉(黒羽のきじ)あり。

訳文(10) (卜占社会の倭)

その俗、挙事行来に、云為する所あれば、輒ち骨を灼きて卜し、以て吉凶を占い、先ず卜する所を告ぐ(訳1)。その辞(訳2)は令亀の法(訳3)の如し。火拆(訳4)を視て兆を占う。その会同・坐起には、父子男女別なし。人性酒を嗜む。(裴松之注『魏略』にいわく、その俗正歳四時(訳5)を知らず、ただ春耕秋収を計りて年記となすのみ(訳6))

大人(訳7)の敬する所を見れば、ただ手を搏ち以て跪拜に当つ(訳8)。その人、寿考(訳9)にして、あるいは百年、あるいは八、九十年。

その俗、国の大人は皆四、五婦、下戸(訳10)もあるいは二、三婦。婦人淫せず(訳11)、妬忌せず(訳12)、盜窃せず、諍訟少なし。

{訳文(10)の訳注}

(訳1) 挙事(事をあげ行う=仕事をはじめ)や往来をするなど、特別なことをする時は、亀の甲を灼いて、そのひびわで吉凶を占うが、その亀卜に先立って占う内容を告げる。

云=いうこと。 為=おこなうこと。

(訳2) 言葉。

(訳3) 亀甲をやいてできた割れ目で吉凶を占うこと。

47) 田中章介「邪馬台国における『租』税と『賦』税」(『阪大法学』第62巻第304号、豊中、2012年)、998頁参照。『三国志(百衲本)』中の「魏志倭人伝」の文字数は、タイトル3文字、本文1,984文字、裴松之注56文字の合計2,043文字である。

中国の命龜^{めいき}の法では、卜に先だって占いの内容を亀甲に告げる。

- (訳4) 火坼=焼いて生じるヒビ。坼は亀裂。
- (訳5) 正月や四季の区分。
- (訳6) 春の耕作・秋の収穫を目安にして年を数えている。
- (訳7) 社会の上級身分層。
- (訳8) ひざまずいて拝礼する代わりに、拍手をする。
- (訳9) 長寿。
- (訳10) 下級身分層。
- (訳11) みだらでない。
- (訳12) 嫉妬しない。

訳文(11) (倭の統治組織) (訳1) - 法による刑罰・税の制、および統治・身分秩序

その法を犯すや、軽き者はその妻子を没し(訳2)、重き者はその門戸および宗族を滅す(訳3)。尊卑^{おのおの さじよ}各々差秩あり、相臣服するに足る。租・賦(訳4)を取む。国に邸閣^{ていかく}(訳5)あり。国に市あり。有無を交易す。大倭(訳6)をしてこれを監せしむ。女王国より以北には、特に一大率^{いちだいそつ}(訳7)を置き、諸国を檢察せしむ。諸国(訳8)これを畏憚^{いたん}(訳9)す。常に伊都国^{いと}に治す(訳10)。国中において刺史^{しし}(訳11)の如きあり。(倭)王、使を遣わして、京都(訳12)・帶方郡・諸韓国に詣り、および郡(使)の倭国に使用するや、皆津に臨みて搜露し、文書・賜遺の物を伝送して女王^{いた}に詣らしめ、差錯するを得ず(訳13)。下戸、大人と道路に相逢えば、逡巡^{しゆんじゆん}(訳14)して草に入り、辞を伝え事を説くには(訳15)、あるいは蹲^{うずくま}りあるいは跪^{ひざまず}き、両手は地に抛り(訳16)、これが恭敬を為す。対応^{あい}の声を噫^{ぜんたく}という、比するに然諾^{こと}の如し(訳17)。

~~~~~

{訳文(11)の訳注}

(訳1) 私見：未完成ながらも「国家の前身」(「おわりに」を参照されたい。)的な実相が窺われる。以下の①-③のとおりである。

- ①王、大人、下戸、奴婢、生口(奴隸)という階級的、身分的分化の形成がみられる<sup>48)</sup>。
- ②宗教(鬼道)規範が基底をなす慣習「法」規範の形成やそれに基づく刑罰として租・賦の制がある(下記(訳4)も参照)。
- ③軍事・檢察その他一応の行政組織が存在する(伊都国に常駐する一大率や諸国の大倭など)。

(訳2) 妻子を取り上げて奴婢にする。

---

48) 石母田正『日本の古代国家』(東京、岩波書店、1971年)、11頁。

- (訳3) 一家および一族を滅ぼす。
- (訳4) 私見：「租」と「賦」の2種の税目からなる税の制があった<sup>49)</sup> 50)。小南一郎は、「租税や賦税の徴収が行なわれ」た、と極めて慎重に解釈している<sup>51)</sup>。参考になる。そしてここは、「租賦を収むるに邸閣あり。」(多数説)、ではなくて、「租・賦を収む。国に邸閣あり。」(私見)と読解すべきものと考え。『魏志倭人伝(標点本)』「收租賦。有邸閣國、國有市、」の標点の趣旨にも合致する。
- (訳5) 私見：日野開三郎<sup>52)</sup>にしたがい、邸閣＝軍専用倉庫とするのが多数説。しかし筆者は、邸閣＝大倉庫(軍用には限らない。)とする浅川滋男説<sup>53)</sup>を採用<sup>54)</sup>。なお、「邸閣あり。国々に市あり。」とするのが通説。しかし筆者は『魏志倭人伝(標点本)』(「収租賦。有邸閣國、國有市、」)の記述に従い、「国に邸閣あり。国に市あり。」と書き下すべきものと考えている。
- (訳6) 市の監督官(市場を監督する倭の大官)。
- (訳7) 檢察権をもつ統率者。井上光貞「女王国以北の諸国の支配のために、とくに伊都国におかれた派遣官」<sup>55)</sup>。
- (訳8) 『三国志(百衲本)』4630頁には、ここでの「諸国」の文字は無い。
- (訳9) おそれはばかり。
- (訳10) (一大率は)伊都国に常駐している。
- (訳11) 州の長官(地方長官)。笹山晴生ほか「漢代の監察官。管内を巡見して行政を監察し、軍事権も握る。」<sup>56)</sup>。
- (訳12) 魏の都の洛陽。
- (訳13) 今鷹・小南「いつも港で荷物を広げて数目を調べ、送られる文書や賜わり物が、女王のもとに着いたとき、まちがいがないように点検をする。」<sup>57)</sup> 差錯＝くいちがい、手違い。
- (訳14) しりごみすること。
- (訳15) 話をする場合には。

---

49) 田中、註47前掲論文、975頁以下。

50) 田中章介「魏志倭人伝『収租賦有邸閣』の解釈」(『税』第67巻第3号、東京、2012年)。

51) 今鷹・小南、註14前掲書、473頁。

52) 日野開三郎「二 邸閣 - 三国志・東夷伝用語解の二」(日野開三郎『第9巻 北東アジア国際交流史の研究(上) 東洋史学論集』、東京、三一書房、1984年)、443頁以下。

53) 浅川滋男「正史東夷伝にみえる住まいの素描」(奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集刊行会編『文化財論叢Ⅱ』、京都、同朋舎出版、1995年)、795-819頁。：同『建築考古学の実証と復元研究』(東京、同成社、2013年)、28頁以下。

54) 田中、註50前掲論文、170-171頁。

55) 井上、註39前掲書、159頁。

56) 笹山晴生ほか編『詳説 日本史資料集 改訂版』(東京、山川出版社、1995年)、4頁。

57) 今鷹・小南、註14前掲書、474頁。

(訳16) 両手を地につける。

(訳17) 承諾。

---

訳文(12) (卑弥呼を倭の女王に共立する。)

その国、本また男子を以て王となし、住まること七、八十年。倭国乱れ(訳1)、相攻伐すること歴年。乃ち共に一女子を立てて王となす(訳2)。名づけて卑弥呼(訳3)という。鬼道(訳4)に事え、能く衆を惑わす(訳5)。年已に長大なるも、夫婦(訳6)なし。男弟(訳7)ありて、佐けて国を治む。王となりしより以来、見るある者少なし。婢(訳8)千人を以て自ら侍らしむ。ただ男子一人ありて、飲食を給し、辞を伝え、居処に出入す。宮室・楼観(訳9)・城柵、巖かに設け、常に人あり、兵(訳10)を持して守衛す。

~~~~~  
[訳文(12)の訳注]

(訳1) 倭国乱の時期。①『後漢書』⁵⁸⁾・『隋書』⁵⁹⁾は、「桓靈(之)間」(後漢の第11代皇帝・桓帝<在位=146-167年>、第12代皇帝・靈帝<在位=168-189年>)とし、②『梁書』⁶⁰⁾・『北史』⁶¹⁾は、「靈帝光和中」(178-183年)とする。また、③『晋書』⁶²⁾は「漢末」とする(以上いずれも「百衲本二十四史」)。さらに、④『太平御覧』(宋槧本)⁶³⁾は、「靈帝光和中」としている。なお、『後漢書』東夷伝倭条の「安帝永初元年(107年 筆者)倭国王帥升等獻生口百六十人願請見」⁶⁴⁾の記述にしたがい、この倭国王の遣使から「住七八十年」とすると、177-187年頃となる⁶⁵⁾。結局、遅くとも190年前後に卑弥呼は女王に共立されたと解される。

(訳2) 私見：「共立」の意味は深い。卑弥呼の共立により倭国乱は終結したが、倭国連合に参加したその構成諸国には連合政府に対する連合体維持費(対狗奴国用軍事費や莫大な王室費などを含む。)の分担、貢納(公賦)としての賦の制への協力要請とその同意なども不可避であった、と解される⁶⁶⁾。

(訳3) 『三国志』での卑弥呼の初出は卷四 魏書 三少帝紀第四。

58) 范曄、註27前掲書、3861頁。

59) 魏徵、註8前掲書、11983頁。

60) 姚思廉、註30前掲書、8277頁。

61) 李延寿、註28前掲書、14154-14155頁。

62) 房玄齡撰『晋書(百衲本二十四史・宋本)』(台北、台湾商務印書館、第3版、1973年)、5635頁。

63) 末松、註31前掲論文、107頁。

64) 范曄、註27前掲書、3861頁。

65) 井上、註39前掲書、31頁、33頁、155頁。

66) 田中、註47前掲論文、993頁；同、註50前掲論文、173-174頁。

正始4年(243年)「冬十二月、倭国女王倭彌呼遣使奉獻。」⁶⁷⁾

(訳4) 福永光司は、「鬼道という言葉は、(中略)鬼神の世界の道理・理法を意味する。そして、前2世紀、前漢の時代になると、(中略)鬼神を駆使する道術を意味するようになり、いわゆるシャーマニズム(Shamanism)とほとんど同じ内容・性格のものとなる。」とする⁶⁸⁾。そうすると、卑弥呼はここでシャーマンと呼ばれる^{みこ}巫女であった、と解される。

なお、『三国志(標点本)』「魏書」張魯伝に、^{ことべいどう}五斗米道の張魯が鬼道を以って民を教えた(「魯逐據漢中、以鬼道教民」⁶⁹⁾)とあるが、その鬼道が卑弥呼の鬼道であるか否かは定かではない。

(訳5) 多数が卑弥呼の占を信じる。上述の(訳4)と合わせ考えれば、卑弥呼は鬼道により衆を惑わす宗教的君主であった⁷⁰⁾。

(訳6) 夫のこと(ただし、婿=むすめの夫)。

(訳7) 筆者の理解とは異なるが、白鳥庫吉は、卑弥呼は巫(みこ)で男弟は瓊(かなぎ)であるとし、推古天皇と聖徳太子、神功皇后と武内宿禰の関係と同様であるとしている⁷¹⁾。

(訳8) 私見:婢は、「まかたち」(侍婢・侍女)、と解される。しかし、この「婢」は奴婢(奴は男、婢は女)の婢であり、奴婢は「中国で漢代以来、奴隷を指す法律上の名称。」(『広辞苑』)との見解もある。しかし、実態はそうではなかったと解する。詳細は訳文(14)の(訳17)②を参照。

(訳9) 物見用の高殿(楼閣)。

(訳10) 武器。

訳文(13) (女王国東方の倭種)

女王国の東、海を渡ること千余里、また国あり、皆倭種なり。また侏儒国あり、その南にあり。人の長三、四尺。女王を去ること四千余里なり。また裸国・黒齒国あり、復たその東南にあり。船行一年にして至るべし。倭の地を参問(訳1)するに、海中洲島(訳2)の上に絶在し、あるいは絶えあるいは連なり、周旋(訳3)五千余里ばかりなり。

{訳文(13)の訳注}

67) 陳寿撰・裴松之注『三国志(標点本)』、120頁。

68) 福永光司『道教思想史研究』(東京、岩波書店、1987年)、420頁。

69) 陳寿・裴松之、註67前掲書、263頁。

70) 井上、註39前掲書、166頁。

71) 白鳥、註40前掲論文、163-175頁。

(訳1) いろいろ問い合わせ調べる。

(訳2) 大海中の大小の島々。

(訳3) 一周する。

訳文(14) (親魏倭王・卑弥呼の時代) ……以下、(その1) - (その6) に区分し、サブタイトルを付した。

(その1) 景初二年(訳1)(238年)

景初二年六月、倭の女王、大夫難升米等を遣わして郡に詣らしめ、天子に詣りて朝献せんことを求む。太守(訳2)劉夏、吏を遣わし、将い送りて京都に詣らしむ。

その年十二月、詔書して倭の女王に報じていわく、「親魏倭王卑弥呼に制詔す。帯方の太守劉夏、使を遣わし汝の大夫難升米、次使都市牛利を送り、汝の献ずるところの男生口四人・女生口六人・班布(訳3)二匹二丈を奉り以て到る。汝がある所踰かに遠きも、乃ち使を遣わして貢献す。これ汝の忠孝なり。我、甚だ汝を哀れむ。今、汝を以て親魏倭王となし、金印紫綬を仮す。装封して帯方の太守に付し仮授(訳4)せしむ。汝、それ種人を綏撫し、勉めて孝順をなせ(訳5)。汝が来使難升米・牛利、遠きを渉り、道路に勤勞す(訳6)。今、難升米を以て率善中郎将となし、牛利を率善校尉となし、銀印青綬を仮し、引見勞賜し遣わし還す(訳7)。今、絳地交竜錦五匹〔裴注〕絳地纁粟罽十張・舊絳五十匹・紺青五十匹を以て、汝が献ずる所の貢直に答う(訳8)。また特に汝に紺地句文錦三匹・細班華罽五張・白絹五十匹・金八両・五尺刀二口・銅鏡百枚・真珠・鉛丹各々五十斤を賜い、皆装封して難升米・牛利に付す。還り到らば録受し、悉く以て汝が国中の人に示し(訳9)、国家(魏の朝廷)汝を哀れむを知らしむべし。故に鄭重に汝に好物を賜うなり」と。

〔裴注〕：ここで「地」となすは應に「締」となすべきである。漢の文帝が身につけた皂衣はこれを「戈締」というがその「締」である。この「地」の字のままでは体(正体)をなさず。魏朝(『魏志』の原文)の過失か、あるいは転写者の誤謬である。

(その2) 正始元年(240年)

正始元年(240年)、太守弓遵、建中校尉梯儁等を遣わし、詔書・印綬を奉じて、倭国に詣り、倭王に拝仮す。ならびに詔を齎し、金・帛・錦・罽・刀・鏡・采物を賜う。倭王、使に因りて上表し、詔恩を答謝す(訳10)。

(その3) 正始四年(243年)

その四年(243年)、倭王、また使の大夫伊声耆・掖邪狗等八人を遣わし、生口・倭錦・絳青縑・緜衣・帛布・丹・木狝・短弓矢を上献す。掖邪狗等、率善中

郎將の印綬を壹拝す(訳11)。

(その4) 正始六年(245年)

その六年(245年)、詔して倭の難升米に黄幢^{こうどう}を賜い、郡に付して仮授せしむ(訳12)。

(その5) 正始八年(247年)

その八年(247年)、太守王頎^{おうき}官に到る。

倭の女王卑弥呼^{くなくく}、狗奴国^{ひみくこ}の男王卑弥弓呼^{ひみくこ}と素より和せず。倭の載斯烏越^{そしあお}等を遣わして郡に詣り、相攻撃する状を説く。塞曹掾史張政^{さいそうえんし}等を遣わし、因りて詔書・黄幢^{もたら}を齎し、難升米に拝仮せしめ、檄^{つく}を為りてこれを告諭す(訳13)。

(その6) 卑弥呼、以死

卑弥呼^{すて}以に死せり(訳14)。大いに冢^{つか}を作る、径百余歩(訳15)。徇葬する者(訳16)、奴婢(訳17)百余人。

更^{あらた}めて男王を立てしも國中服せず。更^{さら}に相誅殺す。当時千余人を殺す。

~~~~~  
[訳文(14)の訳注]

(訳1) 景初2年(238年)は、景初3年(239年)の誤りとするのが多数説。しかし水野祐は、『三国志』の景初2年(238年)6月が正しいとする<sup>72)</sup>。

(訳2) 郡の長官。

(訳3) 生口=奴隸、と解する(前出(8)(訳21)参照)。

班布=人物・花鳥などの文様を染めたまだら織りの布。

(訳4) ・金印紫綬=金印に紫の飾り綬(ひも)が付せられたもの。

・仮授=水野祐は、「明帝から女王への下賜品を劉夏が女王に代って拝授し、それを明帝に代って女王に授けるという意味」とする。加えて、「天子が直接手渡し授けるのが授で、直接ではなく、天子の授けるものを、使者を介して授けさせる場合に仮とか仮授といったものか。」と述べる<sup>73)</sup>。

・装封して…「装封」は、「包装をし、紐をかけてそれに封泥をすること」、また「付す」は付託すること<sup>74)</sup>。

(訳5) 配下の種族の人々を、慰め、いたわり、安心させる。孝順=まごころをこめて親(魏の天子)につかえること。

(訳6) 遠路はるばるの労苦。

(訳7) 銀印青綬を仮授し、引見(目下の者を引き入れて対面すること)してねぎらい、下賜品を与えて、帰途につかせる。

---

72) 水野、註3前掲書、498-505頁。

73) 水野、註3前掲書、492-493頁。

74) 水野、註3前掲書、492-493頁。

- (訳8) 汝の献上した貢物の<sup>あた</sup>価に答える。
- (訳9) 帰還したら目録どおり受けとり、すべて残らず汝の国中の人に示せ。
- (訳10) 正始元年(240年)、帯方郡の太守の弓<sup>きゅう</sup>遵<sup>じゆん</sup>は、建中校尉の梯<sup>てい</sup>儁<sup>じゆん</sup>らを派遣し、詔書と印綬とをたずさえて倭国に行かせ、倭王に親魏倭王位を<sup>みことり</sup>仮授した。同時に、詔とともに金・帛(しろぎぬ)・錦・罽(毛織物)・刀・鏡・采物(彩色文様のある衣服・旗など)を下賜した。倭王はその使者を通じて上表文をたてまつり、鄭重な内容の詔や<sup>みことり</sup>恩典に対する感謝の気持を表した。

本稿の原文「詔恩」は百衲本に従った。标点本は「恩詔」とある。

- (訳11) 正始4年(243年)、倭王はふたたび大夫の伊<sup>い</sup>声<sup>しょう</sup>耆<sup>ぎ</sup>・掖<sup>や</sup>邪<sup>や</sup>狗<sup>こ</sup>ら8人を派遣して、奴<sup>わ</sup>隸<sup>きん</sup>・倭<sup>わ</sup>錦<sup>きん</sup>・絳<sup>こう</sup>青<sup>せい</sup>縑<sup>けん</sup>(赤と青の絹布)、緜<sup>めん</sup>衣<sup>い</sup>・帛<sup>はく</sup>布<sup>ふ</sup>(きぬ・ぬの)・丹<sup>たん</sup>・木<sup>ぼく</sup>狝<sup>ふ</sup>(木の小太鼓)、短弓とその矢を献上した。
- 掖邪狗らはそろって率善中郎将の印綬を賜った。
- (訳12) 正始6年(245年)、詔があつて倭の難升米に黄色の幢<sup>どう</sup>(旗さしもの)が下賜され、帯方郡の太守を通じて仮りに授けた。
- (訳13) 正始8年(247年)、太守の王<sup>おう</sup>頡<sup>き</sup>が帯方郡に着任した。倭の女王卑弥呼は狗奴国の男王である卑弥弓呼ともともと不和であった。そこで、倭の載<sup>そ</sup>斯<sup>し</sup>、烏<sup>う</sup>越<sup>お</sup>らが帯方郡に派遣され、二国間の戦闘状況を報告すべくやってきた。
- (帯方郡からは)塞曹掾史の張<sup>さい</sup>政<sup>せい</sup>らが派遣された。その際に(正始6年に下賜された)詔書と黄色の幢とを帯同して行き、それらを難升米に仮授するとともに、檄<sup>ふれ</sup>文<sup>ぶみ</sup><sup>75)</sup>によって卑弥呼を論じた。——この247年の叙述からは、卑弥呼が危機に瀕している緊迫した事態が察知される。
- (訳14) 私見：「卑弥呼、以て死す」が多数説であるが、それでは意味が不明確である。筆者は、「卑弥呼以に死せり」と解する内藤湖南説<sup>76)</sup>に従う。

なお、卑弥呼の死因には、①高齢に伴う死、②いわゆる王殺し(対狗奴国戦の敗戦責任を問われて殺害された。)<sup>77)</sup>、③(狗奴国戦最中の)戦死、などの諸説がある<sup>78)</sup>。あえて、②説、③説を採る論拠は薄く、筆者は①説を採る。格別にこだわる理由はないが、自然だと思う。——卑弥呼は、遅くとも190年前後に女王に共立され(原文12)(訳1)参照)、正始8年(247年)の張政らの倭国到着時にはすでに死去していた。女王に擁立された時に仮に壹與と同年の13歳とすると、当時すでに70歳に達していた。寿考80-100年の記述はあるもの

75) 檄とは、「昔の中国の徴召または説諭の文書」(『広辞苑』)。

76) 内藤湖南「卑弥呼考」(内藤虎次郎『内藤湖南全集 第七巻』、東京、筑摩書房、1970年)、247頁以下〔272頁〕。

77) 松本清張『邪馬台国 清張通史①』(東京、講談社、1986年)、252頁。反対：大林太良『邪馬台国 (中公新書)』(東京、中央公論社、1977年)、145-146頁。

78) 岡本健一『邪馬台国論争』(東京、講談社、1995年)、282頁。

の、やはり相当な高齢である。

(訳15) 私見：径百余歩の冢について。

1 歩 = 24.2cm / 尺 × 6 尺 = 145.2cm  
 ) ∴ 百余歩 ≒ 140 - 150m  
 100歩 = 145.2cm / 歩 × 100歩 = 145.2m

「径」とあるから、円形の墳丘墓あるいは共同墓地であろう。卑弥呼の死後の倭国連合内の混乱（「国中服せず」以下の記述がある。）の最中にこれ程の大冢を築造する余裕はない、仮に百余人の奴婢が身命を賭して昼夜を分かたず築造に専念したとしても、である。よって冢は卑弥呼の死以前にすでに相当程度完成していたのであろう。それにしても大冢であるが、しかし例えば、弥生時代後期の築造とされる、全長80mの双方中円型の楯築墳丘墓（倉敷市）あるいは山陰地方から北陸地方に及ぶ四隅突出型墳丘墓には全長50-60mにも及ぶものがある（楯築や妻木晩田をかって探訪した。〈筆者〉<sup>79)</sup>。

(訳16) 『三国志（百衲本）』魏志倭人伝は「徇」葬者、『魏志倭人伝（標点本）』は「狗」（狗は徇の俗字）葬者とするが、「主君の死後に臣下が後追い自殺をすること」（『広辞苑』ほか）は「殉」死である。「徇」には「殉」の義はなく、「徇」には「したがう」、「身命を捨ててある物事に携る」などの義があるから、あえて「殉死させられた」と解さずともよい、とする水野祐説がある<sup>80)</sup>。首肯できる。

(訳17) 私見：生口と奴婢について。

①生口について。字義的には、生きもの、すなわち人間を含めた動物全体、をいうのであろう。古代中国では捕虜や奴隸をいう、とする説もある（『広辞苑』ほか）。しかし、魏志倭人伝中の「生口」を記す5か所（原文(8)1回、(14)3回、(15)1回）の記述はいずれも物品（貢納品）と並記し、あるいは「男」の生口、「女」の生口と記述していることから、動物ではなくて人格を否定された最下層のモノの人間（井上光貞は単に「生きた人間」<sup>81)</sup>と注記する。）、すなわち奴隸（いわゆる労働奴隸）と解される。これはわが国での奴隸の存在を述べる初出の文言であり、奴隸制の萌芽がすでに卑弥呼の時代にみられたということである。しかしこれには中国社会の実態を知悉する陳寿ならでの、中国社会と倭社会を無意識裡に同視した誤解がある。筆者の知見では、社会的生産が奴隸労働によって担われる労働奴隸制はわが国では確認されておらず、それは家内奴隸制段階での「奴隸」であったと考えられ

79) 佐藤信ほか、註11前掲書、30頁。

80) 水野、註3前掲書、567頁。

81) 井上、註39前掲書、17頁。

る。石母田正が、家内奴隸制を「日本の奴隸制の一般的形態である」<sup>82)</sup>と述べるが、その言うところの奴隸である。さらに石母田正は、大化前代のわが国の生産関係は「総体的奴隸制」のカテゴリーに属する<sup>83)</sup>、とも論じるが、原秀三郎によればそれは、「共同体に対する個人の人格的奴隸状態を意味する概念で、階級関係ではない。」(原秀三郎「日本の奴隸制」日本大百科全書)とする。首肯できる。

②奴婢について。(原文(12)では、卑弥呼の「婢」千人とある。)

奴婢は、原文(14) (その6) に、殉葬者として記述されている。ここは「奴婢」であって、「生口」ではない。両者は区別されているのである。すなわち、中国において奴婢は、秦漢時代以来、私賤人ではあったが奴隸ではなかった、ということである。南北朝末期には、奴婢より上級の私賤人の部曲(「客女」を含む。以下同じ。)とともに、二種の私賤人が制度化された。やがて部曲の規定はほぼそのままわが国の律令に「家人<sup>けにん</sup>」として継受されている。

唐法上の部曲は、奴婢と異なり家族を構成し、奴婢の基本的属性が「物」であったのとは対照的に「人」と認められ、「姓」も保有した。唐法を継受したわが国の律令の規定上も、奴婢の法的性格は「物」とされた(「奴婢各同<sub>資財</sub>」) <養老律令> 賊盜律第七 1)<sup>84)</sup> が、実態はむしろ律令上の「家人<sup>けにん</sup>」に近かった、と想定されている<sup>85)</sup>。いわゆる労働奴隸とは明確に一線が画される。

また今一つ重要なことは、奴婢の萌芽はわが国でもすでに、卑弥呼の時代に見られたということであり、上田正昭もわが国での「もっとも古い所見である。」<sup>86)</sup>としている。

---

訳文(15)壹興の擁立

また卑弥呼の宗女壹興年十三なるを立てて王となし、國中遂に定まる。

政等、檄を以て壹興を告諭す。壹興、倭の大夫率善中郎將掖邪狗等二十人を遣わし、政等の還るを送らしむ。因って臺に詣り、男女生口三十人を献上し、白珠五千孔・青大勾珠二枚・異文雜錦二十匹を貢す(訳1)。

~~~~~

82) 石母田、註48前掲書、321頁。

83) 石母田、註48前掲書、343頁。

84) 井上ほか、註6前掲書(律)、87頁。

85) 井上ほか、註6前掲書(補注)、566頁。

86) 上田正昭『日本古代国家成立史の研究』(東京、青木書店、1959年)、292頁。

[訳文(15)の訳注]

(訳1) 壹興は、倭の大夫で率善中郎将である掖邪狗^{ややく}ら20人を遣わして張政らの帰還に付き添わせた。(半島に渡った倭の使者は)そのまま中国の朝廷におもむいて30人の男女を奴隸として献上し、そのほか白珠5千孔、青大句珠2枚、異文の雑錦^{みつぎもの}20匹を貢物としてささげた。

(補足説明)

この後、魏は265年に滅び、司馬炎(武帝)が晋を建国したが、その翌年の泰始2年(266年)に倭の女王(壹興)が逸早く朝貢使を送っている(晋書の武帝紀、および晋書四夷伝倭人条)。なお、日本書紀の神功皇后の摂政六十六年にも、「是年、晋の武帝の泰初の二年なり。晋の起居の注に云はく、武帝の泰初の二年(266年、筆者)の十月に、倭の女王、訳を重ねて貢献せしむといふ。」⁸⁷⁾との記述がある。

おわりに

『魏志倭人伝』には多くの「国」が登場する。就中、邪馬壹国とその連合諸国そして狗奴国などの国々は、集落(ムラ)の範囲をはるかに超えたより大きな地域的政治集団、すなわち「小国」・「クニ」であるとされる。後のヤマト政権での国造はこのような地域的政治集団の首長の称号であったとされる。日本史教科書の記述するところである。しかし、その小国・クニの意義・概念は必ずしも明らかではなく、筆者にとって説得的ではない。あえて「国家の前身」という用語によった(訳文(11)(訳1))所以である。

もう一つの、『魏志倭人伝』研究において回避できない難題は、いわゆる邪馬台国位置論である。しかしこのテーマは、以前、すでに論じた(拙稿「『魏志』倭人伝に係る、もう一つの解釈－邪馬台国位置論に関連して－」<注16>参照)。したがって、本稿では、訳文(4)と訳文(5)の各訳注において、結論的に記述するにとどめた。しかし若干補足すると、不弥国から「水行三十日陸行一月」の遠絶の地を「邪馬壹国女王之所都」とするのは、魏に対する警戒心から倭の発信した首都(北部九州と解する。)防衛上の虚偽情報であった、ということである。詳細は拙稿を参照して頂きたい⁸⁸⁾。

さらに、蛇足であることは承知のうえではあるが、あえてもう一つ付記したい。それは卑弥呼後の、ほぼ4世紀前半のヤマト政権による列島(主として西日本)統一である。訳文(4)(訳1)で若干言及したが、このことの象徴的事例は日本書紀による崇神天皇の四道(とりわけ北陸・西道・丹波)への將軍派遣や景行天皇の筑紫ほかへの九州巡幸であった。いわばヤマト政権西征である。一方で周知の神武東征があるが、これは実は歴史的事

87) 坂本太郎ほか校注『日本書紀(二)[全五冊]』(東京、岩波書店、1994年)、188頁、507頁。

88) 田中、註16前掲論文、22頁。

実ではなく、ヤマト政権の西方支配に伴い開拓されたその坂路を經由しての、東方への文化・文明の流入、つまりわが国の黎明を告げるあくまでも象徴的な説話、であったのではないか、ということである。

以上をもって、本稿の総括としたい。

(追記)

本稿は、以下の(1)–(3)の拙稿を総括すべく論述した小論である。併読して頂きたい。すなわち、

- (1)租税法研究の一環として、古代の税制を考えた「魏志倭人伝『収租賦有邸閣』の解釈」(『税』第67巻第3号、東京、2012年)、
 - (2)その補正稿「邪馬台国における『租』税と『賦』税」(『阪大法学』第62巻第3・4号、豊中、2012年)、および
 - (3)以上の前提としての「『魏志』倭人伝に係る、もう一つの解釈－邪馬台国位置論に関連して－」(『大阪学院大学人文自然論叢』第77–78号、吹田、2019年)、
- 以上の3稿である。